

議案第 5 4 号

狭山市一般職の職員の給与の額の特例に関する条例

条例別紙のとおり

平成 2 5 年 9 月 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

国からの地方公務員の給与削減の要請を踏まえた地方交付税の削減による影響に対処するため、一般職の職員の給与を減額して支給したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市一般職の職員の給与の額の特例に関する条例

(狭山市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第1条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第2項の給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給与条例第4条の2に規定する職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の4.03を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 1級 100分の4.03
- (2) 2級 100分の4.47
- (3) 3級 100分の6.97
- (4) 4級 100分の7.67
- (5) 5級 100分の7.77
- (6) 6級以上 100分の9.77

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第8条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第8条第1項 前項及び次号に定める額

イ 給与条例第8条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第8条第4項 前項に定める額に100分の60を乗じて得た額

(2) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の4.45を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除し

て得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(狭山市一般職の職員の給与の額の特例に関する条例(平成25年条例第 号)第1条第1項の規定の適用がある給料については、当該給料の額から同項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第16号)第15条第3項(同条例第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条例第15条第3項中「同条例第16条」とあるのは「狭山市一般職の職員の給与の額の特例に関する条例(平成25年条例第 号)第1条第3項」とする。

(狭山市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、狭山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第9条の規定の適用については、同条中「同条例第16条」とあるのは「狭山市一般職の職員の給与の額の特例に関する条例(平成25年条例第 号)第1条第3項」とする。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。